

政令番号430 インドキサカルブ

各都道府県での農薬の使用先別使用量（令和3年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)						
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸
1	北海道			3.5E+1				
2	青森県			3.0E+1				
3	岩手県			1.5E+1				
4	宮城県			5.0E+0				
5	秋田県			5.0E+0				
6	山形県			5.0E+0				
7	福島県			5.0E+0				
8	茨城県			1.3E+2				
9	栃木県			1.0E+1				
10	群馬県			2.4E+2				
11	埼玉県			1.2E+2				
12	千葉県			2.5E+1				
13	東京都							
14	神奈川県			1.5E+1				
15	新潟県							
16	富山県							
17	石川県			5.0E+0				
18	福井県							
19	山梨県			2.5E+1				
20	長野県			3.1E+2				
21	岐阜県							
22	静岡県			2.0E+1				
23	愛知県			9.5E+1				
24	三重県			5.0E+0				
25	滋賀県			5.0E+0				
26	京都府							
27	大阪府							
28	兵庫県			5.0E+0				
29	奈良県			5.0E+0				
30	和歌山県			5.0E+0				
31	鳥取県							
32	島根県							
33	岡山県			5.0E+0				
34	広島県			1.5E+1				
35	山口県							
36	徳島県			5.0E+0				
37	香川県			1.0E+1				
38	愛媛県							
39	高知県			5.0E+1				
40	福岡県			3.0E+1				
41	佐賀県							
42	長崎県			1.5E+1				
43	熊本県			6.5E+1				
44	大分県							
45	宮崎県			1.5E+1				
46	鹿児島県			1.5E+1				
47	沖縄県			1.0E+1				
全国				1.4E+3				